

平成
26年度

中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成 26 年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

1. 復興特別法人税の 1 年前倒し廃止

- 経済の好循環を早期に実現する観点から、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を 1 年前倒しで廃止する。
- 法人実行税率（国・地方を合わせた表面税率）：38.01%（～ 25 年度）⇒ 35.64%（平成 26 年度～：約 2.4%引き下げ）

2. 交際費課税の特例措置の見直し

- 法人が支出した交際費等は租税特別措置法により損金不算入とされている。
- 他方で、中小法人については、大法人と比べて販売促進手段が限られており、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費であるとともに、飲食のための支出は、消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることが可能である。
- そのため、中小法人について、①定額控除限度額（800 万円）までの交際費の損金算入、②支出した飲食費の 50%を損金算入の選択適用を可能とする措置を 2 年間講ずる。

3. 地方法人課税における偏在性是正措置

- 消費税率 8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税」（仮称）を創設し、その税収全額を地方交付税原資とする。
- また、平成 20 年度改正において、臨時的措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3 の規模を法人事業税に還元する。

4. 中小企業投資促進税制の拡充・延長

- 中小企業の生産性向上に向けた設備投資（ソフトウェア組込型装置を含む）を即時償却や税額控除で支援。
- 税額控除を利用可能な法人を拡大（従来：資本金 3,000 万円まで→改正：1 億円まで）。
- 資本金 3,000 万円までの法人に対して税額控除割合を上乗せ（従来：7%→改正：10%）

5. 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設

- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、即時償却又は 5%税額控除という、異次元の優遇措置で支援。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業も活用可能。
- 法律上の計画認定を要しない簡単な手続き。産業競争力強化法の施行日からの前倒し適用。⇒本税制等の措置を活用し、今後 3 年間で、設備投資を、リーマンショック前の 70 兆円に回復させる。

6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例は、取得価額 30 万円未満の全ての減価償却資産（建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等）を対象に、全額即時損金算入を認める措置。
- 中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成 25 年度末とされていた適用期限を 2 年間延長。（WindowsXP のサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入れ替えニーズにも対応）。

7. 所得拡大促進税制の見直し・拡充

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の 10%を税額控除する制度。（法人税額 10%（中小企業等は 20%）を限度）
- 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を 2 年間延長する（平成 29 年度末まで）。

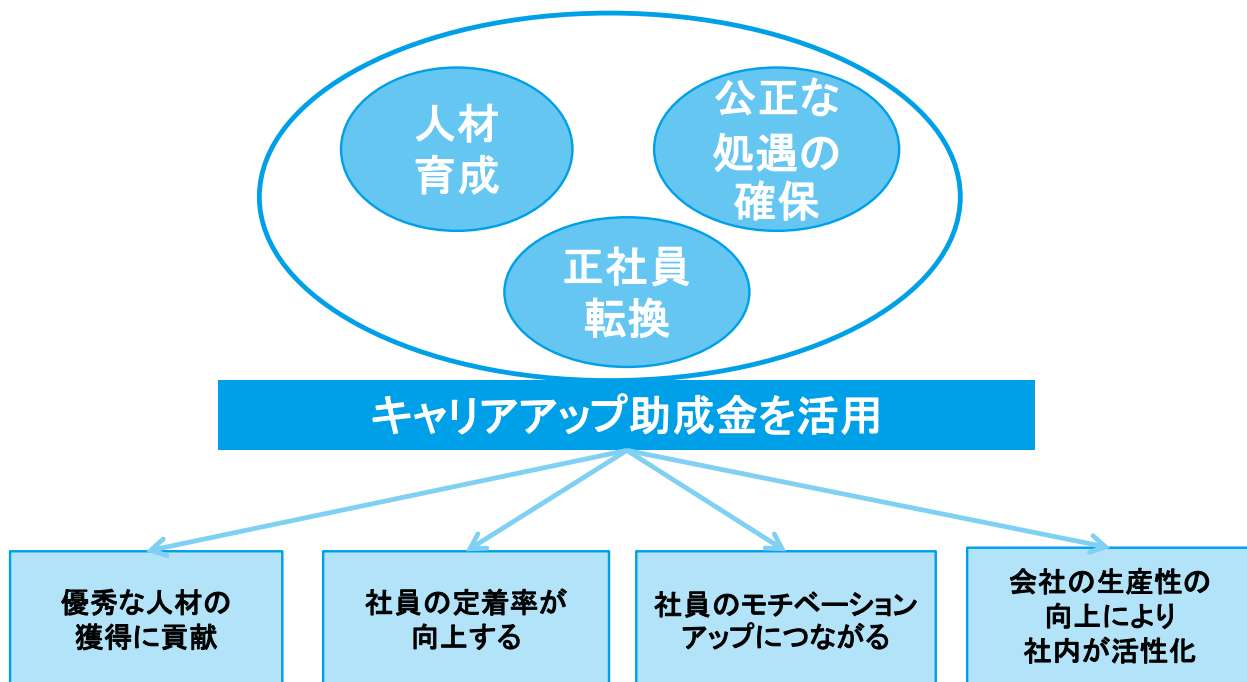
◎詳しくは、中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。

アドバイザーが訪問し、助言 相談を行います！（無料）

千葉労働局職業対策課

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度（キャリアアップ助成金）が創設されました。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。



キャリアアップ助成金の活用について、アドバイザーが訪問し、助言・相談を行います。

ご希望の事業主の方は職業対策課**043-221-4393**までご連絡ください。日程調整のうえ、ご訪問させていただきます。



千葉労働局職業対策課

担当 府馬 田中 大井 風間